

# 「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」(第2期)

(仮称)

## 素案(施策体系部分)

柱1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	.....	2P
柱2 子育てと仕事が両立できる環境の整備	.....	3P
柱3 子どもと母性の健康の確保と増進	.....	6P
柱4 地域での子育てを支える体制の整備	.....	11P
柱5 子どもの安全と安心を守る生活環境の整備	.....	18P
柱6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	.....	23P
柱7 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援	.....	30P

# 柱1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進

## 1 次代の親の育成

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	若者が結婚や子育てについて理解を深める活動の促進	結婚や子育てについての理解を深めるため、教育現場と連携し、若者が自らの将来について明確なビジョンを描けるよう、ライフプラン教育の取組を推進します。	子育て支援課
2	「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン	「家族の日」(11月第3日曜日)がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます。	子育て支援課
3	妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、体重、飲酒、喫煙などの生活習慣や年齢との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。	健康増進課
4	社会人講師の積極的な活用	産業界の実践に基づく知識や熟練した技術・技能を直接生徒に指導する社会人講師を授業や特別活動などで積極的に活用します。	高校教育課
5	高校生キャリア教育推進事業	高校生に適したインターンシップやジョブシャドウイングなどの就業体験を実施し、生徒のキャリア教育の充実を図ります。	高校教育課
6	資格等の取得向上	各種認定資格や本県の技術認定制度である福岡県高等学校職業教育技術認定制度による資格等の取得向上に努め、生徒の知識・技術の向上を図ります。	高校教育課

## 2 若者の就業支援

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	若者に対するきめ細かな就職支援	若年者の安定雇用・正規雇用の促進を図るため、個別就職相談をはじめ、就職支援セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択やその後の就職活動、正社員就職に向けた支援等、ニーズに応じたきめ細かな支援を行います。	労働政策課
2	若者の農林水産業への参入と定着促進	県内農林水産業への新規就業を希望する県内外の若者を対象に、情報発信や相談会を行うことで、農林水産業への参入を促進します。	後継人材育成室 水産振興課
3	高等技術専門校等における職業訓練・就職支援	高等技術専門校(7校)及び福岡障害者職業能力開発校において、新規学卒者や離転職者を対象とした職業訓練を実施します。 また、民間の教育訓練機関等に委託して、職業訓練を実施します。  職業訓練に加え、訓練生の就職相談を一人ひとり丁寧に行い、就職指導、求人開拓、情報提供等、きめ細やかな就職支援を実施します。  若年者を対象とし、県立高等技術専門校や民間教育訓練機関等における座学訓練と企業での実習を組み合わせた職業訓練を実施します。	職業能力開発課

### 3 出会い・結婚応援の推進

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	多様な出会いの場の提供	従業員等の結婚を応援したいさまざまな事業者団体間、とりわけ異業種団体間と連携して多様な出会いの場の提供を推進します。	子育て支援課
2	出会いから結婚へつなげるための支援	企業・団体と連携し、独身者を対象に、コミュニケーションスキルアップ等の交際の発展をサポートするセミナーや、個別相談によるフォローアップを実施します。	子育て支援課
3	「出会い応援団体」の登録拡大	出会い・結婚を応援する企業・団体として県が登録する「出会い応援団体」の拡大を図り、多様な出会いの場を提供することにより、地域社会全体での結婚応援を推進します。	子育て支援課
4	メールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大	出会いイベント情報を配信するメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大を図り、出会いの機会を上げます。	子育て支援課
5	結婚・子育てに関する総合ポータルサイトによる情報発信	出会いや結婚、子育て生活等の様々な情報を発信します。	子育て支援課

## 柱2 子育てと仕事が両立できる環境の整備

### 1 働きながら子育てできる環境づくり

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	「子育て応援宣言企業」の登録拡大	県内企業・事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進します。 県は、宣言企業の取組を県のホームページをはじめ各種広報媒体を通して広く紹介します。	新雇用開発課
2	雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する周知・啓発	企業の経営者や人事労務担当者を対象とする、雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する研修会の開催などにより、結婚や出産しても、子育てをしながら働き続けることができる職場づくりのための周知や啓発を図ります。	新雇用開発課
3	中小企業従業員生活資金等貸付制度	中小企業に勤める労働者の方で、出産・育児にかかわる休暇等により家計所得が減少された方に対し、出産・育児のために生ずる生計上必要な資金を低利・無担保で貸し付け、生活の安定を支援します。	労働政策課

4	ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭の親及び寡婦へ就業相談から技術習得のための就業支援講習会、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、公共職業安定所(ハローワーク)や福祉事務所との連携を図り、就業・自立に向けた取組を推進します。 児童扶養手当受給者を対象に、一人一人に合った自立支援計画書(自立支援プログラム)を策定し、就職まできめ細かな支援を行います。	児童家庭課
5	子育て中の方の就職に向けた委託訓練	働く意欲があるにも関わらず、子育てによる時間的制約等によって職業訓練や就職支援の機会を得ることが少ない方の職業訓練の受講、就職支援を図るため、子育て中でも受講しやすい職業訓練(OAや簿記等の訓練で、受講期間が比較的短期、また、託児付で学べるもの)を民間の教育訓練機関に委し実施する。	職業能力開発課
6	男性の育児休業取得促進	男性の育児休業取得・育児参加の促進など、企業における仕事と家庭の両立支援の取組を促進します。	新雇用開発課
7	男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に子育てに関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、企業や家庭に対し、男性が子育てに関わることの大切さや意義等について啓発します。 また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います。 (調整中)	(調整中)

## 2 女性の就業支援

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	子育て女性に対する就職相談・就職あっせん	県内4か所の子育て女性就職支援センターにおいて、子育て女性に対し、就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。	新雇用開発課
2	子育て中の方の就職に向けた委託訓練	働く意欲があるにも関わらず、子育てによる時間的制約等によって職業訓練や就職支援の機会を得ることが少ない方の職業訓練の受講、就職支援を図るため、子育て中でも受講しやすい職業訓練(OAや簿記等の訓練で、受講期間が比較的短期、また、託児付で学べるもの)を民間の教育訓練機関に委し実施する。	職業能力開発課

## 3 働き方改革の推進

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	企業における働き方改革の推進	働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの取れた魅力ある職場の構築など、企業の働き方改革を支援します。	労働政策課

2	雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する周知・啓発	企業の経営者や人事労務担当者を対象とする、雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する研修会の開催などにより、結婚や出産しても、子育てをしながら働き続けることができる職場づくりのための周知や啓発を図ります。	新雇用開発課
3	「子育て応援宣言企業」の登録拡大	県内企業・事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進します。県は、宣言企業の取組を県のホームページをはじめ各種広報媒体を通して広く紹介します。	新雇用開発課
4	イクボスの促進	企業において男性の育児参加・育児休業取得の促進に向けた取組を行う際の導入・実践マニュアルとして作成した「イクボス・イクメンハンドブック」などを活用し、イクボスに取り組むメリットなどの啓発に努めます。	新雇用開発課
5	男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に子育てに関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、男性が子育てに関わることの大切さや意義等について、企業や家庭に対し、啓発します。また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います。 (調整中)	(調整中)

## 4 職場・家庭における男女共同参画の推進

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	男女共同参画表彰	福岡県男女共同参画の日(11月第4土曜日)に、男女共同参画の推進に著しい功績があり、他の模範と認められる取組を行っている個人、団体、企業を表彰し、優れた実践事例を広く紹介します。	男女共同参画推進課
2	トップリーダーへの啓発	地域団体や教育団体のトップが集まる会議・研修会等へ、講師を派遣し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。	男女共同参画推進課
3	企業における女性の活躍推進事業	女性の活躍を推進するため、男女がともに働きやすく、仕事と家庭の両立ができる職場づくりに向けて、セミナー等を開催し、企業の取組を支援します。	男女共同参画推進課
4	男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に子育てに関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、男性が子育てに関わることの大切さや意義等について、企業や家庭に対し、啓発します。また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います。 (調整中)	(調整中)

## 柱3 子どもと母性の健康の確保と増進

### 1 妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援の提供

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	周産期医療体制の充実	<p>○周産期医療協議会の設置 周産期医療協議会を設置し、周産期医療に関する医療情報や統計情報などを基に、本県の周産期医療体制の整備について総合的に協議します。</p> <p>○周産期医療体制の整備 高度な周産期医療を担う周産期母子医療センターの運営を支援するため、運営費等の助成を行います。また、産科・新生児科医師確保対策として、分娩手当・新生児手当などを支給している病院等に対して助成を行います。福岡地域の周産期母子医療センター及び協力病院で、受入可否情報の共有化を行うとともに、母体搬送調整を行う「母体搬送コーディネーター」を設置し、円滑な搬送体制の確保を図ります。</p> <p>○周産期医療関係者への研修 医療従事者に対し、周産期医療に必要な専門知識・技術向上を目指した研修を行います。</p> <p>○院内助産所・助産師外来の設置促進 新たに「院内助産所」「助産師外来」を開設しようとする病院・診療所に対して、施設・設備整備費への財政的支援を行います。</p>	医療指導課
2	妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、体重、飲酒、喫煙などの生活習慣や年齢との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。	健康増進課
3	ハイリスク妊産婦への支援	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢の妊産婦に対して、健康管理の向上を図り、未熟児等ハイリスク児の出生の予防を図ります。また、産後うつ病予防を含めた育児等の不安を軽減するため、妊娠期から要支援者を把握し、児童虐待の未然防止を図ります。	健康増進課
4	母子保健従事者の専門性の向上	市町村の求めに応じた広域的、専門的支援を行うことにより、母子保健従事者の質の向上を図ります。	健康増進課
5	妊娠・出産への理解と配慮の啓発	妊娠の早期届出や妊婦健康診査の重要性について啓発するとともに、妊産婦に対する理解と配慮を促すことを目的とした市町村の啓発活動の取組を推進します。	健康増進課
6	にんしんSOSふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。	健康増進課



7	不妊・不育に悩む人への支援	医療保険適用外の高額な治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。 保健福祉(環境)事務所で不妊や不育症に関する医学的相談や、心の悩みに関する相談に対応します。さらに、3か所の保健福祉(環境)事務所に不妊専門相談センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による面接相談を行います。	健康増進課
8	女性の健康相談・健康教室	保健福祉(環境)事務所で思春期から更年期の女性の健康に関する相談対応を行います。さらに、3か所の保健福祉(環境)事務所に女性の健康支援センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による個別面接相談を行う他、センターを設置していない保健福祉(環境)事務所で健康教室を行います。	健康増進課
9	あすばる相談支援事業	福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、女性、男性やLGBTの方などすべての方が抱える、心、家族、暮らし、労働等、広範多岐な悩みについて、電話及び面接による相談を実施し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択、自己決定していくよう支援します。	男女共同参画推進課
10	子育て世代包括支援センターの設置・運営支援	市町村が、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」をできるだけ早期に設置し、適正かつ円滑に運営できるよう、連絡調整会議や保健師等専門職への研修を実施するとともに、開設準備や運営に係る経費を支援します。	健康増進課
11	小児・AYA世代のがん患者への妊よう性温存治療の支援	将来、子どもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者に対して、妊よう性温存治療に係る費用の一部を助成し、希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう支援します。	がん感染症疾病対策課

## 2 小児医療・乳幼児保健対策の充実

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	小児医療に関する情報提供及び相談体制の充実	保護者の小児医療に対する不安の解消を図るため、平日夜間(19時から翌朝7時)、土曜(12時から翌朝7時)、日祝日(7時から翌朝7時)における電話相談を行います。 「ふくおか医療情報ネット」を通じて、救急医療情報や医療機関情報を広く県民に提供します。 「小児救急医療ガイドブック」の配布により適正な受診を啓発し、小児救急医療の機能確保を図ります	医療指導課
2	子どもの医療費に対する助成	子どもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ります。	児童家庭課

3	未熟児等ハイリスク児の養育支援	<p>養育のため医療機関に入院する未熟児に対し、医療の給付を行います。</p> <p>医療機関及び市町村との円滑な連携のもと、市町村が行う未熟児等に対する育児支援について、技術的支援を行います。</p>	健康増進課
4	乳幼児の健康支援	<p>○新生児に対して、先天性代謝異常等の疾患に係る検査を実施し、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療に努めます。</p> <p>○乳幼児健康診査等において把握された心身の発達に問題がある児童又はそのおそれのある児童に対し、市町村との連携のもと、保健福祉(環境)事務所において、発達診査・発達訓練指導を行います。また、市町村においても発達相談・発達診査に係る取組みが進むよう、技術的支援を行います。</p>	健康増進課
5	定期的予防接種への支援	<p>予防接種の実施主体である市町村に対して、予防接種に関する知識の普及及び技術的支援を行います。</p> <p>また、予防接種の実施にあたり、健康状態や体質のために慎重な判断が必要とされる者についても、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介するなど、安心して予防接種が受けられる体制を整備することによって、予防接種率の向上と予防接種による健康被害の発生防止に努めます。</p>	がん感染症疾病対策課
6	小児慢性特定疾病対策の推進	<p>小児慢性特定疾病児童等に対し、医療保険の自己負担分(一部または全額)を公費で助成します。</p> <p>在宅で人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、介護されているご家族の休養等で在宅療養が困難になった場合に、一時的に医療機関に入院できるように支援します。</p> <p>また、慢性疾病を持つ児童等を療育するご家族の不安や悩みを軽減し、児童の健全育成及び自立促進を図るため、療育相談、訪問指導、ピアカウンセリング等を実施します。</p>	がん感染症疾病対策課
7	子育てに関する知識の普及啓発	<p>子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけなどを掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図ります。</p>	健康増進課
8	小児医療施設の運営・施設整備への支援	<p>高度な小児医療を担う小児救命救急センター等の運営を支援するため、運営費等の助成を行います。</p>	医療指導課



### 3 「食育」の推進

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	食育・地産地消県民運動	<p>○食育の情報提供、啓発・普及 11月を食育・地産地消月間と定め、各種イベントを通じた啓発や、「食育・地産地消ふくおか県民会議」と連携し、食育関連情報の提供や普及・啓発を行います。 食育・地産地消ポータルサイト「いただきます！福岡のおいしい幸せ」等により食育の情報を発信します。</p> <p>○学校への支援 学校給食に県産農林水産物を積極的に利用することにより、農林水産業への理解を深める取組を進めます。</p>	食の安全・地産地消課
2	食育活動の支援	<p>県内地域の食生活改善実践活動の推進を図るため、食生活改善推進連絡協議会に対して助言や指導を行います。地域で食を通じた健康づくりの核となる食生活改善推進員のリーダー等に対して「食と健康教室」などの研修を実施します。</p>	健康増進課
3	母性及び乳幼児の健康づくりの担い手である人材の資質の向上及び確保	<p>保育所等の児童福祉施設に対して健全な食環境の整備を図り、栄養管理の質の向上、児童・保護者への食に関する指導の大切さを認識してもらうため、指導助言や研修会を行います。 健康づくりの担い手である市町村の保健師や栄養士の資質向上のための研修会を開催します。 市町村の保健師や栄養士の配置促進を図ります。</p>	健康増進課
4	学校における食育指導	<p>○小・中学校での食に関する指導 児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができるように、学校全体で食に関する指導を計画的、体系的に行うため教科等と関連させた「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、学校における食に関する指導を充実させます。</p> <p>○栄養教諭を中心とした食に関する指導の推進校事業 栄養教諭の食についての専門性を生かし、コーディネーターとしての役割や教科等における食に関する指導法、家庭・地域との連携の仕方等の研究を行います。</p> <p>○福岡県学校給食研究指定委嘱事業 地域や各学校の実態に応じ、教科等における食に関する指導を中心としながら、栄養教諭・学校栄養職員の参画による指導、食に関する体験活動、家庭・地域との連携のあり方等について研究を深め、その成果を周知し、今後の食に関する指導の推進に生かします。</p> <p>○子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進 子どもが、弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育的効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組みます。</p>	体育スポーツ健康課
5	家庭と連携した食育	<p>給食日よりや献立表、保護者対象の給食試食会及び料理講習会などを通じて家庭での食育の推進が図られるよう各学校に働きかけます。 関係団体と連携し、PTA学校給食教室や学校給食フェア等のイベントを開催し、保護者等への啓発を図ります。</p>	体育スポーツ健康課

## 4 学童期・思春期の心と体の健康づくり

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	教育相談	教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。 子どもや保護者等の電話による教育相談に対し24時間体制で対応します。	義務教育課
2	にんしんSOSふくおか ～思いがけない妊娠・ 子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。	健康増進課
3	思春期相談	精神保健福祉センター及び保健福祉(環境)事務所が実施している思春期の心に関する子どもや保護者からの相談の充実に努めます。	こころの健康づくり推進室
4	思春期の相談機関の 連携と知識の普及・啓 発	精神保健福祉センターにおいて、思春期の相談に携わる職員の相談技術の向上と相互連携を目的とした研修会を実施し、思春期の心の問題に関する知識の普及と啓発に努めます。	こころの健康づくり推進室
5	妊娠・出産に関する正 しい知識の普及啓発	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、体重、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢との関係等、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発普及に努めます。	健康増進課
6	健康教育推進事業	県立高等学校等に対して医師(産婦人科・精神科)を派遣し、生徒、教職員及び保護者を対象に講演会を開催することによって、「性」及び「心」に関する知識の普及、啓発を図ります。 また、生徒の性や心の問題を早期に発見し、適切な措置を講じるために、健康相談を実施します。	体育スポーツ健康課
7	思春期の健康教育	市町村や小学校、中学校等の教育機関が実施する思春期の子どもや保護者を対象とした、性感染症、妊娠・出産、薬物、食習慣、喫煙などに関する健康教育について、保健福祉(環境)事務所に配備している思春期ライブラリーを活用するなど、教材の貸し出しや情報提供を行い、思春期の子どもの心と身体への健康支援に努めます。	健康増進課
8	性感染症に関する啓 発、相談	○普及活動 県民に対して、性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、保健福祉(環境)事務所による地域住民への普及啓発を行います。 ○相談・検査事業 保健福祉(環境)事務所において、性感染症の感染を心配する人が、安心して相談や検査を受けることができる体制を整備して、感染の早期発見と二次感染を予防します。	がん感染症疾病対策課
9	たばこ知らずの未成年 者育成	学校保健と連携して、喫煙防止教育を早期から行います。併せて、保護者や教師、地域の理解と協力のもとに、未成年者に喫煙させない(防煙)、飲酒をさせない環境づくりを推進します。	健康増進課

10	薬物乱用防止対策の推進	○薬物乱用防止教室の講師派遣 学校での薬物乱用防止教室の外部講師を派遣する。保健福祉環境事務所・保健福祉事務所職員をはじめ民間から養成した薬物乱用防止講習会講師団の資質の向上に努める。	薬務課
11	学童期フッ化物洗口導入促進事業	学童期におけるむし歯予防を推進するため、フッ化物洗口を実施する市町村への支援及び実施拡大に向けた協議等を行い、小学校におけるフッ化物洗口の普及を図ります。	健康増進課
12	児童生徒の自殺兆候の早期発見及び心のケア	(調整中)	義務教育課 高校教育課 私学振興課 心の健康づくり推進室

## 柱4 地域での子育てを支える体制の整備

### 1 すべての子育て家庭への支援

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、すべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組を促進します。	健康増進課
2	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う市町村の取組を促進します。	健康増進課
3	地域子育て支援拠点	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	子育て支援課
4	ファミリー・サポート・センター	市町村担当者を集めた情報交換会の開催等を通じて、ファミリー・サポート・センターの設置促進に努めます。	子育て支援課

5	一時預かり 幼稚園の預かり保育	<p>○一時預かり事業 認定こども園、幼稚園(原則として市町村による教育・保育施設としての確認を受けたもの)、保育所等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる取組を推進します。</p> <p>○幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業</p> <p>○幼稚園の預かり保育 幼稚園の行う預かり保育(通常の教育課程に係る教育時間の終了後に引き続き園児を預かるもの)に関する取組を推進します。</p>	子育て支援課 私学振興課
6	子育て短期支援事業	<p>○ショートステイ事業(短期入所生活援助事業) 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭等の事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合等に児童福祉施設等で一時的に養育・保護します。</p> <p>○トワイライトステイ事業 児童の保護者の仕事等が恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設等において、児童に対する生活指導や食事の提供等を行います。</p>	子育て支援課
7	子育てに関する知識の 普及啓発	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけなどを掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図ります。	健康増進課
8	家庭教育に関する相 談・情報提供	○親・おや電話 保護者等を対象に家庭教育・子育て全般にわたる相談に応じる家庭教育電話相談「親・おや電話」を実施します。また、メール相談も実施しています。	社会教育課
9	教育相談	教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。 子どもや保護者等の電話による教育相談に対し24時間体制で対応します。	義務教育課
10	児童家庭相談	<p>○市町村・児童相談所 住民に身近な市町村において、子どもや家庭に関する相談に応じます。児童相談所では、養護相談や非行相談、障がい相談など、専門的な対応が必要な相談に応じます。児童相談所と市町村が適切な役割分担を図り、学校や警察等の関係機関と緊密な連携を取りながら、地域における相談体制の強化に努めます。</p> <p>○家庭児童相談室 県の福祉事務所に設置する家庭児童相談室において、家庭における子どもの養育や親子関係等に関する相談に応じ、必要な調査や指導・援助を行います。</p> <p>○児童家庭支援センター 児童福祉施設に付設する児童家庭支援センターにおいて、地域の子どもの福祉に関する問題について、家庭や地域住民等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行います。</p>	児童家庭課

11	妊娠から出産、子育て、思春期に関する相談	○妊娠期から子育て期の悩みや不安に対する電話・メール相談により、子どもを安心して健やかに生み育てるための支援を行います。また、多感な思春期に対しても相談を行い、安定した思春期を過ごすための支援を行います。 ○精神保健福祉センター及び保健福祉(環境)事務所が実施している、思春期に関する子どもや保護者からの相談の充実に努めます。	健康増進課 こころの健康づくり推進室
12	少年相談	警察署や少年サポートセンターにおいて、警察官や少年育成指導官等による少年相談活動を推進します。	少年課
13	幼児教育・保育に関する情報提供	幼児教育・保育サービスに関する様々な情報について、情報収集や検索が容易にできるよう県のホームページに掲載し、情報提供の充実に努めます。	子育て支援課
14	利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートします。	子育て支援課
15	幼児教育・保育への多様な主体の参入促進	新規参入事業者に対する相談、助言等の巡回支援を行うこと等により、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	子育て支援課
16	「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭に様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大を図ります。また、パスポートサービスを提供している「子育て応援の店」に提示すると、登録者限定のサービスが受けられることができる「子育て応援パスポート」の利用促進を図ります。	子育て支援課
17	「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン	「家族の日」(11月第3日曜日)がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます。	子育て支援課
18	男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に子育てに関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、男性が子育てに関わることの大切さや意義等について、企業や家庭に対し、啓発します。 また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います。 (調整中)	(調整中)

## 2 幼児教育・保育サービスの確保と充実

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	認定こども園	就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援します。 質の高い幼児教育・保育の提供及び保護者の経済的負担の軽減のため、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。	子育て支援課



2	幼稚園	県内私立幼稚園の認可、指導監督を行います。 質の高い幼児教育の提供及び保護者の経済的負担の軽減のため、私学助成又は子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。	私学振興課
3	保育所	保育所の認可、指導監督を行います。 質の高い幼児教育・保育の提供及び保護者の経済的負担の軽減のため、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。 待機児童が発生している市町や保育需要が増加する市町においては、子育て安心プランにより保育所の新築・増築を推進します。	子育て支援課
4	地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等・小学校の合同研修の実施などを促進します。	子育て支援課 私学振興課 義務教育課
5	延長保育	働く女性の増加や通勤時間の長時間化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。	子育て支援課
6	病児保育	子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設等で児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業の促進に努めます。	子育て支援課
7	休日保育・夜間保育	保護者の就労形態の多様化に伴う休日、夜間の保育需要に対応するため、市町村が実施する休日保育や夜間保育を支援します。	子育て支援課
8	保育所障がい児受入促進事業	既存の保育所等において、障がい児を受入れるために必要な改修等に対して補助を行います。	子育て支援課
9	届出保育施設	知事等の認可を受けていない保育を目的とする施設における入所児童の安全確保を図るため、定期的に施設の立入調査を行い、改善が必要な施設の指導等を行います。 市町村が行う届出保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断への助成を支援することにより、感染症の予防など利用児童の安全・衛生確保に努めます。 また、指導監督基準の要件を満たしている施設は、基準適合届出保育施設として認定します。	子育て支援課
10	保育士確保対策の強化	増大する保育需要に対応する保育士確保を図るため、「福岡県保育士就職支援センター」にコーディネーターを配置し、結婚や子育て等で保育現場を離れている保育士有資格者を対象とした保育所への就職支援等を行います。 保育士の離職防止を目的に、保育所の職場環境の改善に取り組みます。 幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有しない者の保育士資格取得を支援し、保育教諭・保育士の増加を図ります。 指定保育士養成施設の学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職準備金を貸付けることで、保育人材の確保を図ります。	子育て支援課

11	幼児教育・保育従事者 に対する研修	<p>○認定こども園職員に対する研修 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修を行います。</p> <p>○保育所職員に対する研修 初任者から所長に至るまでの階層別研修や、乳児保育、障がい児保育等の専門研修を行います。また、同和問題をはじめとする人権問題啓発のための研修を実施し、人権を大切に育てる保育の推進に努めます。</p> <p>○届出保育施設等職員に対する研修 施設安全管理・事故防止、児童虐待防止等に関する研修を実施し、専門的知識及び指導技術の向上を図ります。</p> <p>○幼稚園教員に対する研修 公立幼稚園教員に対して幼稚園教育要領に基づいた研修を行います。 私立幼稚園教員に対して教員の育成指標に基づく研修を実施し、幼稚園教員としての専門性及び実践的指導力の向上及び教員としての自覚と使命感の涵養に資する内容の充実を図り、教員の資質・能力の向上を促進します。</p>	子育て支援課 私学振興課 義務教育課
12	苦情解決体制	<p>保育所に対し、苦情解決の責任者や担当者を設置し、利用者からの苦情解決に努めるとともに、第三者委員を設置して苦情解決の客観性の確保に努めるよう助言・指導します。</p> <p>保育所内での解決が困難な問題については、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会において対処します。</p>	子育て支援課
13	第三者評価事業の推進	<p>保育所のサービス内容を第三者機関が客観的に評価する制度を推進し、利用者が保育所を選ぶ際の判断に役立てるとともに、保育所が評価されることによるサービスの質の向上に努めます。</p>	子育て支援課
14	待機児童対策協議会の設置	<p>待機児童の解消を図るため、市町村等との協議会を設置し、待機児童や保育士確保に係る課題を共有し、広域的な取組や支援策の検討を行います。</p>	子育て支援課

### 3 放課後活動体制の確保と充実

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	放課後児童クラブ	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童を放課後や夏休み等の長期休暇に、専用施設や小学校の余裕教室等で預かり、放課後児童支援員を配して、適切な遊びや生活の場を提供するものです。</p> <p>市町村と連携し、利用児童の増加など地域の状況に応じた施設の整備を進めるとともに、障がいのある子どもの受入れの促進等、地域の実情に応じた運営の充実に向けて支援します。</p> <p>また、全ての児童を対象としたアンビシャス広場や地域学校協働活動事業における放課後等の取組との連携を図ります。</p>	青少年育成課
2	放課後児童支援員の認定・養成	<p>子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの職員の資格として制度化された放課後児童支援員を認定・養成するための研修を行います。</p> <p>また、専門的な知識及び技術を習得する「放課後児童支援員資質向上研修」を実施します。</p>	青少年育成課
3	アンビシャス広場	<p>放課後等に子どもたちが気軽に立ち寄り、友だちと自由に遊んだり、多彩な体験活動をするなど、自由な発想で思い思いに過ごすことができる子どもの居場所を提供するものです。</p> <p>市町村と協力して、地域の実情に応じた放課後等の子どもの居場所づくりを進めます。</p>	青少年育成課
4	児童館・児童センター	<p>地域における児童の健全育成の拠点(居場所)として、市町村が定める整備計画に基づき、施設整備を行います。</p>	子育て支援課

## 4 地域における人材育成とネットワークづくり

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	ふくおか子育てマイスターの養成	豊かな知識や経験を持つ高齢者を対象に、子育て支援に関する研修(ふくおか子育てマイスター認定研修)を実施し、地域の子育て支援の現場での活躍促進を図ります。	子育て支援課
2	子育て支援員の養成	幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な知識・技術を習得するための子育て支援員認定研修を行います。	子育て支援課
3	家庭教育・子育て支援に関するフォーラムの開催	家庭教育・子育て支援者や団体を対象に、関係者等の学習交流の場と機会を提供し、関係者同士のネットワークを広げ、その活性化を図ります。	社会教育課
4	Webサイトによる家庭教育・子育て支援に関する情報提供	インターネットを活用した家庭教育・子育て支援情報の収集・提供・相談及び関係者のネットワークの構築により、きめ細かな家庭教育・子育ての支援を図ります。	社会教育課

## 5 経済的負担の軽減

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	不妊に悩む方への特定治療支援事業	医療保険適用外の高額な治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
2	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童に支給されます。	児童家庭課
3	児童扶養手当	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に支給します。	児童家庭課
4	子どもの医療費に対する助成	子どもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ります。	児童家庭課
5	ひとり親家庭等の医療費に対する助成	ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の助成を行い、ひとり親家庭の健康の増進、生活の支援を図ります。	児童家庭課
6	高等学校等就学支援金	高等学校等に通う一定の収入額未満(道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満)の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給します。 高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与します。	財務課 私学振興課

7	高校生等奨学給付金	<p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年4月1日以降に入学した者のうち低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。</p> <p>全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るための高校生等奨学給付金を支給します。</p>	財務課 私学振興課
8	高等学校奨学金事業	経済的理由により修学が困難な生徒への奨学金等の貸与を行います。	高校教育課
9	県営住宅におけるひとり親世帯、多子世帯の入居決定に際しての優遇措置及び新婚・子育て世帯の優先入居	<p>県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て(連番)、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。</p> <p>住宅の困窮度を点数化し、点数が高い世帯から優先的に入居者を決定する方式(ポイント方式)では、ひとり親世帯、多子世帯に対しても点数を付与し、優先的な入居を図ります。</p>	県営住宅課
10	幼児教育・保育利用に要する保護者の実費負担への補助	特定教育・保育施設等に対し、保護者が支払う実費について、低所得者を対象にその費用の一部を補助します。	子育て支援課
11	幼児教育・保育の無償化の実施	幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料を無償化します。また、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。	子育て支援課 私学振興課
12	小児・AYA世代のがん患者の在宅療養の支援	小児・AYA世代のがん患者に対して介護サービスに係る費用の一部を助成し、患者及び家族が安心して地域で療養生活をおくることができる環境を整備します。	がん感染症疾病対策課

## 柱5 子どもの安全と安心を守る生活環境の整備

### 1 子育てしやすい住環境づくり

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	県営住宅におけるひとり親世帯、多子世帯の入居決定に際しての優遇措置及び新婚・子育て世帯の優先入居	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て(連番)、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。 住宅の困窮度を点数化し、点数が高い世帯から優先的に入居者を決定する方式(ポイント方式)では、ひとり親世帯、多子世帯に対しても点数を付与し、優先的な入居を図ります。	県営住宅課
2	住情報の提供、バリアフリー化の促進	住宅相談、住宅研修会等の実施による三世代の居住に適した住宅支援制度などの住宅に関する情報提供のほか、「段差の解消」「広い廊下」「手すりの設置」等のバリアフリー化により乳幼児や妊産婦に配慮した住宅の普及促進に努めます。	住宅計画課
3	室内ホルムアルデヒド濃度簡易計測器の貸出	(一財)福岡県建築住宅センターにおいて、シックハウス症候群の原因となる化学物質の測定器の貸し出し(有料)を実施しており、その情報提供に努めます。	住宅計画課
4	子育て支援型改善事業	県営住宅では、建替時に子育て世帯のライフスタイルに合った整備を進めているところですが、既存団地においても、子育て世帯が安心して子供を育てることができる住環境を確保することを目的として、既存住戸をリフォームすることにより子育て世帯の支援に取り組みます。	県営住宅課
5	三世代対応など住宅の建設・購入に対する支援	良質で耐久性に優れた木造住宅の建設・購入に対する支援制度において、三世代世帯が居住するために必要な面積や室数及びバリアフリー等の仕様を備えた住宅を優遇することにより、子育てしやすい住環境づくりの普及に取り組みます。	住宅計画課
6	県民ニーズを踏まえた三世代同居・近居の促進	多世代居住を推進するため、若年世帯・子育て世帯が親世帯と同居・近居するために必要なリノベーション工事の支援に取り組みます。	住宅計画課

### 2 安心して外出できる環境づくり

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	歩道空間のバリアフリー化	鉄道駅、バスターミナル等の主要な旅客施設と公共施設及び福祉施設等を結ぶ道路について、歩道の拡幅・段差解消、勾配改善、視覚障がい者用誘導用ブロックの設置等を行います。	道路維持課



2	通学路の歩道整備	小学校などに通う児童が利用する通学路において、歩道整備等の交通安全対策を行います。	道路維持課
3	信号機の設置と改良	歩行者の安全な道路横断を確保するため、信号機が設置がされていない横断歩道では、必要により押ボタン式信号機、又は照明灯付横断歩道標識の設置を推進するとともに、既設信号機については、必要により、歩車分離式信号、経過時間表示機能付き歩行者用灯器及び音響式付加信号(音の出る信号機)等のバリアフリー対応型信号機への改良等を行います。	交通規制課
4	防犯環境設計の普及	道路、公園、駐車(輪)場や共同住宅等における犯罪をなくすため、防犯環境を改善するための具体的手法を示した「防犯環境指針」の普及を図ります。	生活安全課
5	福祉のまちづくり	「福岡県福祉のまちづくり条例」において、建物等について誰もが安全で快適に利用できるよう整備の基準を定め、施設のバリアフリー化を推進します。 福祉のまちづくりに関する普及・啓発に努め、県民の意識の向上を図ります。 「ふくおか・まごころ駐車場」制度により、妊産婦や障がいのある人、高齢者など、車の乗り降りや異動に配慮が必要な方が、公共施設や商業施設等の障がい者等用駐車場を安全・安心に利用できるよう支援します。	障がい福祉課
6	不特定かつ多数が利用する建築物のバリアフリー化	「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、必要な情報の提供や技術的な助言を行うことで、不特定かつ多数の者が利用する建築物のバリアフリー化に努めます。	建築指導課
7	県営公園のバリアフリー化	新たに整備を進めている県営公園については、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を進めています。 また、既存の県営公園についても、条例に基づきバリアフリー化を進めており、今後も施設の改修にあわせて適切に行います。	公園街路課
8	多くの人がふれあえる水辺環境の創出	河川が有する自然環境や魅力ある景観を活かし、水辺にアプローチしやすい緩傾斜護岸や遊歩道を整備するなど、親水性の確保を行うことにより、安心して河川を訪れ、自然とふれあえる水辺環境を創出します。	河川整備課
9	商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設等の整備	商店街や商工会議所、商工会等が商店街の空き店舗を活用し、子育て支援施設等のコミュニティ施設の整備を行う際、改装費等を助成します。	中小企業振興課
10	「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭に様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大を図ります。また、パスポートサービスを提供している「子育て応援の店」に提示すると、登録者限定のサービスが受けることができる「子育て応援パスポート」の利用促進を図ります。	子育て支援課
11	交通安全教育指導者の拡充	県、関係機関・団体と連携して、地域における交通安全教育指導者の育成に努め、交通安全教育の普及促進を図ります。	交通企画課

12	段階的かつ体系的な交通安全教育	交通安全意識を向上させ、交通モラル・マナーを身につけさせるため、幼児や児童、中学生・高校生等に対して心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を推進します。 幼児・児童の保護者に対しては、チャイルドシートや自転車の乗車用ヘルメットの着用効果及び正しい着用方法についての普及啓発活動を推進し、着用を促進します。	交通企画課
13	交通安全教室	学校における交通安全教室の開催を促進するとともに、二輪車通学を許可している県立高等学校等を対象として、二輪車の安全な乗り方や点検整備等の実技講習を関係機関と連携して行うことにより、生徒の交通安全意識の高揚や安全運転技能の向上を図ります。	高校教育課
14	こどもの交通安全大会	児童の交通安全意識を高揚し、交通事故防止を図るため、こどもの交通安全大会を開催します。	生活安全課
15	自転車ルール・マナー周知徹底推進事業	○自転車安全利用講習会の実施及び自転車安全利用推進隊員による安全利用の普及促進 ・高齢者を含む三世代を対象とした自転車安全利用に関する講習を実施します。 ・受講した高齢者、保護者及び児童にヘルメットを支給し、自転車安全利用推進隊員に任命。自転車安全利用の啓発等に参加を呼びかけます。 ○交通安全教育のためのリーフレットの作成・配布(中学1年生、高校1年生) ・中学生(全新入生)、高校生(全新入生)を対象に、自転車の安全利用や、保険加入の重要性を啓発するリーフレットを作成し、県内の中等学校等及び高等学校等を通じ配布します。	生活安全課
16	自転車通行空間の整備	自転車の安全で快適な通行を実現するため、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された道路環境を整備します。	道路維持課
18	保育所等の園外活動時の安全確保	市町村、関係機関と連携し、ハード、ソフト両面の対策を具体化し、ガードレールの設置や集団移動経路の見直しなど、必要な対策を講じていきます。	生活安全課 子育て支援課 道路維持課

### 3 子どもを犯罪・性暴力の被害等から守る環境づくり

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	防犯環境設計の普及	道路、公園、駐車(輪)場や共同住宅等における犯罪をなくすため、防犯環境を改善するための具体的手法を示した「防犯環境指針」の普及を図ります。	生活安全課

		(生活安全総務課) 防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等を行うとともに、関係機関・団体と連携して、活動物品等の助成、活動ノウハウに関する研修会の開催、「ながら防犯」の普及促進等により、子供の見守り活動を支援します。	生活安全総務課
2	防犯ボランティアとの連携、活動に対する支援	(生活安全課) ○防犯ボランティア団体の活動開始支援 新たに活動を開始する防犯ボランティア団体に、防犯活動用品の購入費や防犯研修会の開催費等を助成します。  ○防犯リーダーの養成及びアドバイザーの派遣 地域防犯活動を牽引するリーダーを養成するため、活動のノウハウ等を提供する講座を開催するとともに、地域からの要請に基づき、防犯団体や自治会等へ安全・安心まちづくりアドバイザーを派遣し、団体の育成や活動の活性化を図ります。  ○防犯ボランティア団体等の交流やネットワークづくり 防犯ボランティア団体や関係機関・団体等の交流・ネットワークづくりを目的とした「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催ほか、インターネット上の交流広場「あんあんネットふくおか」の運営を通じて、防犯ボランティア団体の交流と活動の活性化を図ります。  ○「ながら防犯」の普及・活動促進 地域防犯活動の担い手を確保するため、多様な世代や事業者が日常活動の中で気軽に防犯パトロールや見守りなどを行う「ながら防犯」について紹介し、「ながら防犯」活動の導入や実践を通じて、多様な担い手による活動の活性化を図ります(※平成30年6月に策定された国の「登下校防犯プラン」においても、多様な担い手による「ながら見守り」を推奨)。	生活安全課
3	ふっけい安心メール等による地域安全情報の提供	県民の犯罪被害防止及び地域における自主防犯活動を推進することを目的に、地域安全情報を配信します。	生活安全総務課
4	子どもの安全を守るための広報啓発の推進	県民を対象とした啓発イベントを開催し、社会全体で子どもの安全を守る気運の醸成を図ります。 教育庁等と連携し、子どもを対象に参加・体験型防犯教室を行い、危険予測・回避能力を向上させる防犯教育を推進します。 子どもの犯罪被害防止に関する防犯対策について県警ホームページで配信します。	生活安全総務課
5	「女性と子どもの安全をみまもる企業運動」の推進	性犯罪防止の県民運動に参画する企業を募集し、県及び県警が企業活動の支援を行うことにより、企業の性犯罪抑止活動を促進し、社会全体の性犯罪撲滅の気運の醸成を図ります。	生活安全課
6	登下校防犯プランに基づく子供の犯罪被害防止対策の推進	子供の犯罪被害を防止するため、政府が決定した登下校防犯プランに基づき、 ① 地域における連携の強化 ② 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善 ③ 不審者情報等に共有及び迅速な対応 ④ 多様な担い手による見守りの活性化 ⑤ 子供の危険回避に関する対策の促進 について推進していきます。	義務教育課 生活安全総務課
7	性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育の実施	性暴力根絶条例第11条に基づき、性暴力根絶等に関する教育活動を実施するため、学校等に専門家等(アドバイザー)を派遣する。 事業実施の具体的方策等については、有識者及び関係機関からなる検討会議において、検討中。	生活安全課

8	学校安全総合支援事業	<p>市町村を中心とした学校安全に組織的に取り組む地域(以下、モデル地域)を指定し、モデル地域の研究成果を県内に普及する。</p> <p>1 県教委の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県学校安全推進委員会の設置</li> <li>○成果物の作成と普及</li> </ul> <p>2 モデル地域の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実践委員会の設置</li> <li>○拠点校を中心としたモデル地域全体での学校安全の取組の向上</li> </ul> <p>3 拠点校の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた安全教育の充実</li> <li>○PDCAサイクルに基づく検証・改善 等</li> </ul>	義務教育課
---	------------	---	-------

## 4 被害にあった子どもの保護の推進

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	少年相談	警察署や少年サポートセンターにおいて、警察官や少年育成指導官等による少年相談活動を推進します。	少年課
2	被害少年に対する立ち直り支援	被害少年の早期救出・保護を図るとともに精神的なダメージを軽減するための指導、助言、カウンセリング等を行います。	少年課
3	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	犯罪等による被害を受けた被害者等に対する、精神的ダメージの軽減、損害回復、立ち直り等を支援するため、電話相談、支援機関等の紹介、面接・カウンセリング、支援員による付添支援等を実施します。	生活安全課
4	犯罪被害者等に対する支援の充実・強化	被害者等が必要な支援を受けられるよう、支援等に携わる各種団体職員の対応能力の向上と二次的被害の防止などを図るため、支援者向け手引きのHP掲載や担当職員向け研修を実施します。	生活安全課
5	性暴力被害者支援センター・ふくおか	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において被害者の早期回復に向けた支援を実施します。	生活安全課
6	教育相談	<p>教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>子どもや保護者等の電話による教育相談に対し24時間体制で対応します。</p>	義務教育課

## 柱6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### 1 子どもの生きる力の育成

#### 【具体的な施策・事業】

#### (1) 確かな学力の向上

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	ふくおか学力アップ推進事業	<p>○福岡県学力向上検証委員会の開催 学力・学習状況調査結果を分析し、「学力検証結果報告書」を作成して市町村や学校に配布します。</p> <p>○学力向上推進強化市町村への支援 学力の基礎・基本や活用力の改善を図る取組が特に必要な市町村を県が強化市町村に指定して支援します。</p> <p>○非常勤講師の派遣 学力の基礎・基本や活用力の改善を図る少人数・習熟度別指導のため、強化市町村に非常勤講師を派遣します。</p>	義務教育課
2	学習ボランティア派遣事業	福岡県立大学において、学生を筑豊地域の市町村等が行う補充学習に派遣し、小学生・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。	政策課

#### (2) 豊かな心の醸成

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	通学合宿	小学生を対象とした通学合宿を実施し、基本的な生活習慣づくりのきっかけとするとともに、集団生活の中で子どもたちの日常生活技術や自発性、協調性を育みます。	社会教育課
2	地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等・小学校の合同研修の実施などを促進します。	子育て支援課 私学振興課 義務教育課
3	未来を切り拓く人材育成事業	体験的・主体的な活動を通じて、新しい時代に必要となる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーション能力、豊かな感性の獲得につなげます。	高校教育課
4	世界に挑む人材育成事業	海外の高校への留学経費の支援を行い海外留学を促進するなど、世界に挑む志を持ち、国際社会の発展に寄与する意欲や態度を養うための取組を実施し、将来、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える優れた人材を育成します。	高校教育課



5	国際的視野を持つ青少年の育成	<p>○世界に打って出る若者育成事業 県内の高校・大学等が主催する優れた海外研修プログラムに助成することで、青少年の海外体験を支援します。</p> <p>○アンビシャス外国留学支援事業 国際的に活躍する人材を育成するため、外国の大学(正規課程)に留学する県内の高校生等に奨学金を交付します。</p> <p>○青少年アンビシャスの翼事業 県内の青少年を海外の国際ワークキャンプに派遣し、海外の青少年と寝食を共にしながら、海外で現実に行き詰っている課題に対し、多様な国の人々と協働し、自ら考え乗り越えていくことで、国際力を身につけた21世紀を担う、たくましい青少年を育成します。</p> <p>○福岡県グローバル青年の翼事業 国際的視野を持つ、地域における青年リーダーを育成するため、県内の青年を躍動するアジア諸国に派遣します。</p>	政策課 青少年育成課
6	子どもたちが芸術文化に触れる機会の充実	<p>次代を担う子どもたちが地域の特色ある文化芸術に触れる機会の充実を図ります。</p> <p>○ ふくおか県民文化祭(子ども文化事業) 子どもの文化活動の発表の場や芸術鑑賞の機会を提供し、子どもの文化活動の充実を図ります。</p> <p>○ 舞台芸術感動体験事業 子どもたちに最高の舞台における質の高い本物の芸術文化を鑑賞する機会を提供します。</p>	社会教育課
7	福岡県子ども読書推進計画	<p>4つの基本指針に沿って、子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動ができるような環境の整備を推進します。</p> <p>1 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及</p>	社会教育課
8	少年健全育成活動	柔剣道合宿を行い、訓練や参加少年同士交流・交歓活動等を通じて目標を持った「志」のある少年の育成を図ります。	少年課
9	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動	プロスポーツ組織と連携・協力した「人権・スポーツ教室」を開催し、プロスポーツ選手による人権講座を実施する等により、体罰や暴力、いじめを許さないといった機運の醸成を図ります。	人権・同和対策局調整課
10	社会人講師の積極的な活用	産業界の実践に基づく知識や熟練した技術・技能を直接生徒に指導する社会人講師を授業や特別活動などで積極的に活用します。	高校教育課
11	高校生キャリア教育推進事業	高校生に適したインターンシップやジョブシャドウイングなどの就業体験を実施し、生徒のキャリア教育の充実を図ります。	高校教育課
12	資格等の取得向上	各種認定資格や本県の技術認定制度である福岡県高等学校職業教育技術認定制度による資格等の取得向上に努め、生徒の知識・技術の向上を図ります。	高校教育課
13	福岡県若者自立相談事業	「福岡県若者自立相談窓口」を設置し、高校中退後に必要な支援を受けていないなど、潜在化している困難を有する若者を適切な支援機関につなぎ、若者の就学や職業的自立を図ります。	青少年育成課

14	日本の次世代リーダー養成塾	世界に伍して活躍できるリーダーを育成するために、全国の高校生を対象に、日本や世界で活躍する一流の講師陣が、教養、ビジネス、国際、各種演習など多彩な講義を行う、13泊14日のサマースクールを実施します。	青少年育成課
----	---------------	--	--------

### (3) 健やかな体の育成

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	子どもの体力向上に係る取組の充実	発達段階に応じた児童生徒の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図るとともに、体力向上を目的とした総合的な事業を推進します。	体育スポーツ健康課
2	部活動指導員配置事業	学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する部活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員を配置することにより、学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ります。 中・高等学校の適切な運動部活動の運営や魅力ある運動部活動の実現のために、生徒理解に基づく指導法やスポーツ医・科学に立脚した指導法等に関する研修を行うことにより、指導者の資質向上に努めます。 地域に開かれた運動部活動を実現し、地域の施設や指導者などの資源を相互活用するなど、学校・家庭・地域の一層の連携を推進します。	体育スポーツ健康課

### (4) 信頼される学校づくり

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	教員の資質向上	教職員として備えるべき資質・能力を有した人材確保のため、採用試験の改善を図ります。 校長のリーダーシップ、リスクマネジメント、及び教員の使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実等の資質向上を図るとともに、メンタルヘルス対策等、全教職員に対するサポート体制の充実を図ります。	教職員課 高校教育課 義務教育課
2	学校施設の整備	「福岡県立学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、計画的な老朽対策を実施します。	施設課
3	高等学校等就学支援金	高等学校等に通う一定の収入額未満(道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満)の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給します。 高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与します。	財務課 私学振興課
4	高校生等奨学給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年4月1日以降に入学した者のうち低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。 全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るための高校生等奨学給付金を支給します。	財務課 私学振興課

5	高等学校奨学金事業	経済的理由により修学が困難な生徒への奨学金等の貸与を行います。	高校教育課
6	学校空調の管理	学校空調について、県による管理を行うことで生徒の安全確保や、教育活動の円滑な実施を図ります。	財務課 施設課
7	ICT環境整備事業	児童生徒の情報活用能力を高めるため、全県立学校の普通教室及び職員室に無線LAN環境を3か年(R1～R3)で整備し、タブレット型パソコンを配備します。また、県立高等学校、中等教育学校及び中学校の普通教室に大型提示装置を4か年(R1～R4)で配備します。	施設課

## 2 家庭や地域における教育力の向上

### 【具体的な施策・事業】

#### (1) 家庭教育支援の充実

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	基本的な生活習慣習得事業	小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得のための取組みを推進します。	子育て支援課
2	家庭教育に関する支援	家庭における規則正しい生活習慣づくりの取組等を通して、学力向上の基盤となる子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図り、もって家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課
3	家庭教育に関する相談・情報提供	○親・おや電話 保護者等を対象に家庭教育・子育て全般にわたる相談に応じる家庭教育電話相談「親・おや電話」を実施します。また、メール相談も実施しています。	社会教育課
4	Webサイトによる家庭教育・子育て支援に関する情報提供	インターネットを活用した家庭教育・子育て支援情報の収集・提供・相談及び関係者のネットワークの構築により、きめ細かな家庭教育・子育ての支援を図ります。	社会教育課

## (2) 地域の教育力の向上

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	青少年アンビシャス運動の推進	H13年にスタートした青少年アンビシャス運動は、「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つ(アンビシャスな)たくましい青少年」の育成を目指し、家庭、地域、学校、企業等が連携した県民運動として実施しています。放課後等に子どもたちが気軽に立ち寄り、自由な発想で思い思いに過ごすことができる居場所である「アンビシャス広場づくり事業」をはじめ、アンビシャスな青少年を育むための様々な事業を展開します。	青少年育成課
2	児童館・児童センター	地域における児童の健全育成の拠点(居場所)として、市町村が定める整備計画に基づき、施設整備を行います。	子育て支援課
3	社会教育指導者の育成	社会教育関係団体の指導者を対象に、社会教育の推進に必要な知識・技術を習得させ、指導者の養成を図ります。	社会教育課
4	社会教育関係団体への助成	公共性のある適切な活動を行う社会教育関係団体を支援することにより、生涯学習・社会教育のより一層の振興を図ります。	社会教育課
5	高齢者による子育て支援の促進	「ふくおか子育てマイスター」による子育て支援活動を促進することで、高齢者が地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。	子育て支援課
6	日常的にスポーツ活動が行える施設の確保と学校施設の有効活用	県立学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で開放することで、日常的に地域で利用できる施設の確保に努めます。	体育スポーツ健康課
7	地域学校協働活動の推進	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動(学校支援・学習支援・体験活動)を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校支援・学習支援による、子どもの学力向上</li> <li>○ 地域人材の協力を得て学校支援を実施することで、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保</li> <li>○ 地域全体で子どもを育てる仕組みづくりと地域における人づくり・絆づくり</li> <li>○ 放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくり</li> </ul>	社会教育課

## (3) 体験活動の充実

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	地域における子どもの体験活動の支援	子どもの生きる力を育むため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動の推進や、家庭・地域の教育力の向上を図る地域活動指導員を設置する市町村を支援します。	社会教育課
2	ちくご子どもキャンパス事業	筑後地域を学習のキャンパスと見立て、「かんきょう」「のうぎょう」「ものづくり」「げいじゅつ」「よのなか」5つの学部から成るプログラムを通して、体験し、遊び、学ぶことを目的とした事業。	広域地域振興課

3	都市と農山漁村の交流	農山漁村には豊かな自然空間が維持されるとともに、農山漁村に住む人々によって習得・共有・伝達される「伝統文化」が数多く存在しています。これらの貴重な地域資源を十分に活用できるように整備し、都市と農山漁村の子どもたちがこれらに触れ、相互の交流等を促進することにより、豊かな心の育成や、人間関係づくりに取り組みます。	農山漁村振興課
4	森林・林業体験学習	○森林環境教育 小学生を対象に森林環境教育を実施し、森林・林業に関する普及啓発を図ります。 ○緑の少年団 「緑の少年団」を育成し、森林・緑に関わる体験活動を推進します。	林業振興課
5	こどもエコクラブ活動	子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に活動保全活動・学習を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、県内のこどもエコクラブを対象に、環境学習会を開催します。	環境政策課
6	こども3R学習	リサイクル施設の見学会等を通じ、未来を担う子どもたちの環境への関心と理解を深めます。	循環型社会推進課
7	県民参加型生きもの調査	小学生高学年を中心に参加者を募集し、自然観察会の開催や県が指定した生きものを探して見つけたら報告をしてもらいます。身近でわかりやすい動植物の生息状況を調べることで、生きものや自然に対して関心を深めます。	自然環境課
8	夏休み子ども企画展	夏休みの小学生を対象に、県の取組みに関連した体験企画や、自由研究に役立つパネル展示、親子で参加できるワークショップなどを県庁で実施します。	県民情報広報課

### 3 子どもの健全育成への対応

#### 【具体的な施策・事業】

#### (1) いじめ・ひきこもり・非行等の予防と対応

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	教育相談	教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。 子どもや保護者等の電話による教育相談に対し24時間体制で対応します。	義務教育課
2	不登校・ひきこもりサポートセンター	福岡県立大学附属研究所「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、その保護者や学校、適応指導教室等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。 大学内に設置した「キャンパススクール」において、不登校・ひきこもりの子どもたちへの学習支援と心理的サポートを行います。	政策課



3	ひきこもり対策推進事業	精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。	こころの健康づくり推進室
4	青少年インターネット適正利用推進事業	インターネットの問題に詳しい専門家や通信事業者、PTA、行政等による「福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会」を設置し、生徒自身がネットの適正利用について考えるフォーラム等の実効性の高い取組みを官民が連携して推進します。	青少年育成課
5	インターネットに起因する子どもの犯罪被害防止対策(仮称)	警察職員が、援助交際を求める等の不適切な書き込みに対し、注意喚起を促す広報啓発を行います。	少年課
6	非行防止・絆プロジェクト	非行等の問題を抱える少年が社会的に自立できるよう、伴走型の就労支援を行うなど必要な支援を行い、再犯を防止し健全育成を図ります。	青少年育成課
7	スクールサポーター制度	警察署管内の小学校・中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等、学校と警察のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行います。	少年課
8	青少年相談・補導活動等に携わる関係者への研修	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と相互の情報交換を目的とした研修会を開催します。	青少年育成課
9	街頭補導活動の推進	警察、行政、地域、ボランティア、学校等との連携により街頭補導活動を強化し、少年を見守る社会気運の醸成を図るとともに、非行進度が進む前の段階での非行防止を図ります。	少年課
10	広報啓発活動	学校における薬物乱用防止や暴力団加入阻止等の教育及び保護者に対する子育て支援講演など、幅広い広報啓発活動に取り組みます。	少年課
11		中学・高校を対象に青少年の暴力団加入阻止と暴力団からの犯罪被害防止を目的とした教育を実施するなど、幅広い広報啓発活動に取り組みます。	組織犯罪対策課
12	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	少年及び保護者へ継続的な連絡や訪問・面接により助言・指導を積極的に行うとともに、少年警察ボランティアや地域住民、関係機関・団体等と協働して社会奉仕体験活動等を行うなどして最終的には当該少年が就学又は就労若しくは生活環境改善がなされることを目標に置き、個々の少年の状況に応じた各種支援活動を推進します。	少年課
13	若者自立相談事業	「福岡県若者自立相談窓口」を設置し、高校中退後に必要な支援を受けていないなど、潜在化している困難を有する若者を適切な支援機関につなぎ、若者の就学や職業的自立を図ります。	青少年育成課

## (2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	現状の有害環境に対する対策	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、問題状況の改善について、図書类等自動販売機業者等や業界団体に指導を行います。	青少年育成課
2	青少年のインターネット適正利用の推進	子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促します。保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。青少年健全育成条例の内容について、保護者や事業者に対し周知を行います。	青少年育成課
3	フィルタリング普及啓発活動	青少年が有害なサイトを利用し被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリングの必要性に係る啓発活動を推進します。	少年課

## 柱7 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### 【具体的な施策・事業】

#### (1) 児童相談所の相談体制強化

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	24時間365日子ども家庭相談体制の整備	夜間・休日を含めて24時間365日、いつでも子どもや家庭からの相談を受けるとともに、必要に応じて子どもの安全確認や保護などの適切な対応が可能な体制を確保します。	児童家庭課
2	児童相談所の職員体制の充実	人口比に基づく配置数や里親支援担当職員の配置といった児童福祉法施行令で示される基準を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、職員体制の充実を図ります。	児童家庭課
3	児童相談所における業務分担の見直し	虐待事案における迅速な介入と、信頼関係に基づいた保護者や子どもへの支援が可能となるよう、児童相談所の業務分担の見直しを進めます。	児童家庭課
4	児童相談所職員研修の充実	児童福祉法で義務付けられている研修に加え、専門的な研修等の実施により、子どもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上を図ります。	児童家庭課

5	法的対応機能の整備	子どもの安全確保や虐待を行う保護者への指導などにあたり、児童相談所が法的知見を踏まえた的確・迅速な対応ができるよう、児童相談所への弁護士の常駐配置や弁護士会と連携体制の確保など、法的対応機能の維持・向上を図ります。	児童家庭課
6	医学的対応機能の整備	虐待による子どもへの影響や一時保護中の子どものヘルスケア、保護者への指導などにあたり、医学的知見に基づく診断や対応ができるよう、児童相談所に医師及び保健師を配置すると共に、児童虐待に対応するノウハウを有する病院を拠点病院に指定し、地域におけるネットワークづくりを行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上と連携体制の整備を図ります。	児童家庭課
7	業務の質の向上を図るための取組	自己評価や第三者評価制度の導入などにより、児童相談所や一時保護所の業務の質の評価を行い、その業務の質の維持・向上に努めます。	児童家庭課

## (2) 市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	地域で子どもを見守るネットワークの強化	市町村は、保育所、学校、警察等の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童に関する情報を共有し、役割分担の上、家族援助に努めます。県は、要保護児童対策地域協議会に参加するとともに、市町村に対して技術的援助や助言を行い、地域で子どもを見守るネットワークの強化を促進します。	児童家庭課
2	児童相談所による市町村支援	子どもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言など、必要に応じて市町村へ専門的な支援を行うため、児童相談所の市町村支援担当職員を配置します。	児童家庭課
3	配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化	<p>○配偶者からの暴力被害者等の女性を一時保護する際には、同伴する子どもと一緒に保護することができます。同伴児への虐待のおそれがある等の場合は児童相談所と連携して適切に対応します。一時保護後の支援も関係機関と連携して行います。</p> <p>○市町村の要保護児童対策地域協議会などを通して、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所、市町村などの関係機関間における情報共有・連携体制の強化を図ります。</p>	児童家庭課 男女共同参画推進課

4	<p>児童相談所と警察との連携強化 (児童相談所等関係機関と警察との情報共有)</p>	<p>○虐待が疑われる児童の安全確認や重篤な虐待ケースへの対応に当たっては、児童相談所と警察の日ごろの連携や情報共有が大切であることから、児童相談所に警察官を配置するとともに、児童相談所が通告を受けた虐待ケースについて、定期的な情報共有を行います。 (児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、児童相談所等関係機関と警察で児童虐待事案の情報共有を行い、児童虐待に対する的確な対応を図ります。)</p> <p>○児童虐待への対応にあたり、迅速な子どもの安全確保や虐待の再発防止を図るため、児童相談所に配置された警察官を中心として、立入調査等の合同訓練や児童虐待に係る情報共有などを通して、警察との緊密な連携を図ります。</p>	児童家庭課 少年課
---	---	---	--------------

### (3) 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	児童虐待防止医療ネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期介入のため児童虐待に対応するノウハウを有する病院を拠点病院に指定し、地域におけるネットワークづくりを行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図ります。	児童家庭課
2	児童虐待防止に係る広報啓発	児童福祉週間(5月5日から1週間)及び児童虐待防止推進月間(11月)等において、県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県の広報媒体等を活用し広報啓発を推進します。 関係機関・団体に対し、会議・研修等の場を通じて虐待防止に係る広報啓発を行います。	児童家庭課
3	妊娠期からのケア・サポート事業	市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、育児に不安を抱えているなど、支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握して、養育支援を行う地域体制を推進し、ハイリスク児の養育支援及び乳児虐待予防に努めます。	健康増進課
4	にんしんSOSふくおか ～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。	健康増進課
5	虐待を行った保護者等へ行うカウンセリング事業	児童虐待を行う保護者等は様々なストレスを抱えていることが指摘されているため、精神科医等によるカウンセリング事業を推進します。	児童家庭課
6	家族の再統合に向けた支援の充実と再発防止	児童相談所において、虐待を理由に離れて暮らす親子などに対し、個々の家庭の課題や環境に合わせた作成した支援計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行い、親子のきずなの再生に努めます。 また、虐待を行った保護者への効果的な指導の実施のため、医療的・心理的プログラムの活用について検討します。	児童家庭課
7	児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	児童虐待による死亡事例など、子どもが心身に著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置する「児童虐待事例等検証部会」で関係機関の対応や連携等の問題点、課題等を検証し、具体的改善策を検討します。その結果に基づき必要な改善策を講じることにより、今後の再発防止に努めます。	児童家庭課

8	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	犯罪等による被害を受けた被害者等に対する、精神的ダメージの軽減、損害回復、立ち直り等を支援するため、電話相談、支援機関等の紹介、面接・カウンセリング、支援員による付添支援等を実施します。	生活安全課
9	配偶者からの暴力防止対策強化	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについても周知します。	男女共同参画推進課
10	乳児院等における家族関係再構築支援	乳児院や児童養護施設などにおいて、入所中の児童に対して、被虐待体験によるトラウマへの心理的なケアや自身の生き立ちに対する気持ちの整理などを支援する共に、面会や外泊などを通して、子どもと保護者の関係性の維持・改善に努めます。	児童家庭課
11	母子生活支援施設を活用した家族関係再構築支援	母子生活支援施設では、母子と一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができることから、母子分離となった家庭や母子分離に至る前の家庭への家族関係再構築支援において、母子生活支援施設の活用を図ります。	児童家庭課

#### (4) 一時保護改革

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	家庭的で開放的な養育環境の確保	一時保護においても、子どもにできる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、一時保護が可能な里親や乳児院、児童養護施設等の一時保護専用施設の設置を進めると共に、一時保護委託が可能な里親の開拓を推進します。	児童家庭課
2	一時保護所における家庭的環境の整備	子どもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所の居室の個室化などに取り組み、より家庭的で開放的な環境整備に努めます。	児童家庭課
3	学習環境の保障・充実	子どもの安全を確保できる場合は、一時保護所や一時保護を委託している里親宅等から、在籍校へ通学できるよう配慮します。 また、一時保護所からの通学が難しい子どもに対しては、十分な教育が受けられるよう、一時保護所に学習指導員を配置し、教育環境の充実に努めます。	児童家庭課
4	専門的ケア体制の充実	一時保護所への心理的ケア担当職員の配置や児童相談所に配置されている保健師との連携等を進め、保護している子どもに対して専門的ケアを行うことができる体制の充実に努めます。 また、保護している子どもに対する専門的ケア、被措置児童虐待及び子ども間の暴力の防止などの研修の充実に努めます。	児童家庭課
5	業務の質の向上を図るための取組	自己評価や第三者評価制度の導入などにより、児童相談所や一時保護所の業務の質の評価を行い、その業務の質の維持・向上に努めます。	児童家庭課



## 2 社会的養育の充実・強化

### 【具体的な施策・事業】

#### (1) 子どもの権利擁護の強化

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	子どもの声を酌み取る仕組みづくり	子どもの権利や意見表明の手段について啓発を図るとともに、「子どもの権利ノート」や意見表明のためのはがきの配布などにより、子どもたちが声を上げやすい環境を提供します。	児童家庭課
2	子どもの権利擁護に対する意識の向上	児童相談所職員や施設職員に対して研修等を実施し、子どもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上を図ります。	児童家庭課
3	被措置児童等の虐待の防止	施設職員に対して研修等を実施し、子どもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上を図り、施設内での虐待の防止に取り組むとともに、発見した場合には、児童相談所が子どもを保護するなど、適切な対応を取ります。	児童家庭課
4	苦情解決体制の整備	入所施設に苦情解決の責任者、担当者を設置し、入所児童や保護者等の利用者からの苦情解決に努めるとともに、第三者委員を設置し、苦情解決の客観性の確保に努めるよう助言・指導し、苦情解決体制の整備・維持に努めます。	児童家庭課
5	アドボケイト制度の導入	意見を表明することが難しい子どもに対して、児童相談所や児童養護施設等の職員とは異なる利害関係のない第三者が子どもの意見を聴取し、子どもに代わって関係機関に対して意見を代弁するアドボケイト制度の導入等を検討します。	児童家庭課
6	子どもの権利擁護機関の設置	福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会などを活用し、児童相談所や施設が子どもの権利を守っていないと考えられる時や、子どもの意向が児童相談所の措置や対応と一致しない時に、子どもが自ら意見を表明し、表明された意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。	児童家庭課
7	児童虐待防止にかかる広報啓発	児童福祉週間及び児童虐待防止推進月間等において、県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県の広報媒体等を活用し広報啓発を推進します。 関係機関・団体に対し、会議・研修等の場を通じて虐待防止にかかる広報啓発を行います。	児童家庭課
8	配偶者からの暴力防止対策強化	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについても周知します。	男女共同参画推進課

## (2) 子どもが家庭で暮らすための支援

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	日常生活の支援	ひとり親家庭及び寡婦に、一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し介護・保育等のサービス支援を行う日常生活支援事業を促進します。 ひとり親家庭の児童に、学習塾形式又は家庭教師形式でボランティア講師を派遣し、学習支援を行うとともに、児童のよき理解者として進学相談等に応じる、学習支援ボランティア事業を実施します。	児童家庭課
2	保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の促進	市町村における保育所や放課後児童クラブにひとり親家庭が優先的に入所・利用できる取組を支援します。また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所や優先利用を促進します。	子育て支援課 青少年育成課
3	県営住宅におけるひとり親世帯の入居決定に際しての優遇措置	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯等に対し抽選番号を2つ割当て(連番)、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。 住宅の困窮度を点数化し、点数が高い世帯から優先的に入居者を決定する方式(ポイント方式)では、ひとり親世帯等に対しても点数を付与し、優先的な入居を図ります(柱4-6、柱5-1に掲載)。	県営住宅課
4	相談機能の充実	母子家庭や父子家庭、寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う母子・父子自立支援員に対し、研修や情報提供を行うなど資質の向上に努め、相談機能の充実に努めます。	児童家庭課
5	母子生活支援施設を活用した支援の促進	保護を必要とする母子家庭については、住居を確保するとともに、生活の自立と子どもの福祉を増進するため、母子生活支援施設への入所等適切な対応を行います。	児童家庭課
6	ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭の親及び寡婦へ就業相談から技術習得のための就業支援講習会、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、公共職業安定所(ハローワーク)や福祉事務所との連携を図り、就業・自立に向けた取組を推進します。 児童扶養手当受給者を対象に、一人一人に合った自立支援計画書(自立支援プログラム)を策定し、就職まできめ細かな支援を行います。	児童家庭課
7	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい能力や資格の習得支援の推進を図ります。	児童家庭課
8	児童扶養手当	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に支給します。	児童家庭課
9	ひとり親家庭等医療費支給制度	母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない子どもを対象に医療費の助成を行い、ひとり親家庭の健康の増進、生活の支援を図ります。	児童家庭課
10	母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の維持や子どもの修学等で経済的に困っている方が十分活用できるよう、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、制度についての周知を図るとともに、貸付相談に適切に応じるため、関係職員に対する研修の充実に努めます。	児童家庭課
11	養育費の確保	ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門相談員による養育費の取決めや養育費の確保策等の電話相談を行うとともに、より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による無料法律相談を実施します。	児童家庭課

12	子育て世代包括支援センターの設置促進	市町村が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」をできるだけ早期に設置し、適正かつ円滑に運営できるように、連絡調整会議や保健師等専門職への研修を実施するとともに、開設準備や運営に係る経費を補助します。	健康増進課
13	市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備促進	全市町村における「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を推進し、子ども家庭全般への相談支援体制を充実させます。	児童家庭課
14	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、すべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組を促進します。	健康増進課
15	子育て短期支援事業	○ショートステイ事業(短期入所生活援助事業) 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭等の事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合等に児童福祉施設等で一時的に養育・保護します。  ○トワイライトステイ事業 児童の保護者の仕事等が恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設等において、児童に対する生活指導や食事の提供等を行います。	子育て支援課
16	地域で子どもを見守るネットワークの強化(要保護児童対策地域協議会)	市町村は、保育所、学校、警察等の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童に関する情報を共有し、役割分担の上、家族援助に努めます。県は、要保護児童対策地域協議会に参加するとともに、市町村に対して技術的援助や助言を行い、地域で子どもを見守るネットワークの強化を促進します。	児童家庭課
17	市町村相談関係職員研修の充実	市町村が、子どもやその保護者への適切なアセスメントやケースマネジメント等を行うことができるよう、相談に携わる職員に対する専門的な研修の充実を図ります。	児童家庭課
18	児童相談所による市町村支援	子どもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言など、必要に応じて市町村へ専門的な支援を行うため、児童相談所の市町村支援担当職員を配置します。	児童家庭課
19	児童家庭支援センターによる地域養育支援	子どもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言、ショートステイ等の受入先との調整など、必要に応じて市町村へ専門的な支援を行う拠点として「児童家庭支援センター」の設置を検討します。	児童家庭課
20	乳幼児総合支援センターによる地域養育支援	児童相談所をはじめとする関係機関や地域家庭支援を含めた、地域の養育支援拠点として、「乳幼児総合支援センター」の設置を推進します。	児童家庭課
21	関係機関への母子生活支援施設の周知・啓発	保護を必要とする母子家庭等への支援策として母子生活支援施設の利活用が進むよう、支援の窓口である福祉事務所に対して、研修や説明会などの場を通じた積極的な周知・啓発を図る。	児童家庭課

22	母子生活支援施設による地域家庭支援等の促進	母子生活支援施設が持つノウハウや専門性を活用し、産前・産後母子支援やショートステイ・トワイライトステイ事業、家庭訪問による育児指導など、在宅家庭に対する育児支援機能の充実を図ります。	児童家庭課
----	-----------------------	---	-------

### (3) 子どもの自立支援の推進

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	学習環境や進学のための確保	里親宅や児童養護施設で生活する子どもに対し、学習塾費や学習支援員の配置に要する経費等の支弁により、個々の子どものニーズに合わせた学習環境を提供します。 また、高校や大学への進学等に要する経費の支弁により進学のための確保を図ります。	児童家庭課
2	施設入所児童大学等進学支援事業	児童養護施設等で生活し、大学等への進学を希望する子どもに対して、その受験料や入学金の一部を助成することにより、進学希望者の経済的負担を軽減し、児童等の自立促進を図ります。	児童家庭課
3	就学者自立生活援助事業	自立援助ホームに入所し、大学等に在学している若者に対して、卒業するまでの間の住居の提供や生活費の支援により安定した生活環境を提供することにより、社会への円滑な自立を支援します。	児童家庭課
4	自立支援計画に基づく支援	自立や家庭復帰に向けて、適切かつ丁寧な支援が可能となるよう、個々の子どもや家庭に合わせて「自立支援計画」を作成し、児童相談所や児童養護施設等の関係機関が連携して支援にあたります。	児童家庭課
5	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し、就学・就職する子どものうち、保護者から支援を受けることが難しい子どもに対して、住居や生活費などの貸付を行うことで、安定した生活基盤の確保を図ります。 また、児童養護施設等に入所中の子どもに対しては、就職に必要な資格を取得するために必要な費用の貸付を行うことで、社会への円滑な自立を支援します。	児童家庭課
6	身元保証人確保事業	児童養護施設を退所する子どもが、就職したりアパート等を賃借する際に、身元保証人となる者が損害保険契約を締結する場合の保険料に対して補助を行うことにより、身元保証人を確保しやすくすることで、社会への円滑な自立を支援します。	児童家庭課
7	自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)	児童養護施設を退所し、就職する子どもなどに対して、自立援助ホームを活用し、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行い、円滑な自立を支援します。 また、より多くの支援が提供できるよう、自立援助ホームの設置を推進します。	児童家庭課



8	社会的養護自立支援事業	児童養護施設等に入所している子どものうち、18歳到達後も引き続き支援が必要な場合に、入所している施設等による住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行うことにより、社会への円滑な自立を支援します。	児童家庭課
9	自立支援コーディネーターの配置	各児童養護施設に自立支援コーディネーターの配置を進めることにより、自立支援に必要とするスキルの蓄積や児童相談所やアフターケア機関との連携・情報共有など、施設における自立支援機能の充実を図ります。	児童家庭課
10	退所児童等へのアフターケアの実施	児童福祉や法律などの専門スキルを持つスタッフを配置し、児童養護施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した子どもたちが集まり、意見交換や情報交換等を行えるような場を提供します。	児童家庭課
11	退所した子どもたちの実態把握調査	施設を退所した子どもたちの課題やニーズなどの実態を把握するため、アンケート調査等の実施について検討します。	児童家庭課

### 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	特別養子縁組制度の普及啓発	チラシやリーフレットを街頭啓発などで県民へ配布するなど、様々な広報媒体や機会を活用し、養親希望者の増加を図るとともに、地域社会における養子縁組家庭への理解促進に努めます。	児童家庭課
2	新生児里親委託(赤ちゃん縁組)の推進	思いがけない妊娠などの相談に対応する「にんしんSOSふくおか」や産科医を始めとする医療機関などと連携し、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託を推進します。	児童家庭課
3	里親や子どもに関する情報共有システムの構築	養子縁組里親と縁組を検討している子どもの情報を、システム上で一元的に管理することで、児童相談所間での情報共有を図り、適切かつ円滑なマッチングを進めます。	児童家庭課
4	養子縁組成立後の家庭への支援	養子縁組家庭の状況を把握するとともに、子どもや養親、養親の実子への相談援助等に努めます。	児童家庭課
5	「自身の出自を知る権利」の保証	児童相談所が作成する相談・支援記録を、システム上で永年管理することで、特別養子縁組が成立した子どもの「出自を知る権利」の保障を図ります。	児童家庭課



6	里親制度等の普及啓発	里親やファミリーホームに関心のある方を対象に里親制度に関する説明会を実施するほか、チラシやリーフレットを作成し、街頭啓発などで広く県民へ配布するなど、様々な広報媒体や機会を活用し、里親登録者の増加を図ると共に社会・地域における理解促進に努めます。	児童家庭課
7	乳幼児里親委託の推進	乳幼児期は、安定した家族関係の中で愛着関係の基礎を作る大事な時期であり、特に家庭的な環境で養育されることが大切です。このため、乳幼児に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親委託を推進します。	児童家庭課
8	里親研修等の充実	里親制度の役割と意義、子どもの養育に関する必要な知識などに関する研修や児童養護施設等での実習、里親同士の交流会などを通して、里親の社会的養育に対する理解を進めるとともに、養育力の向上を図ります。	児童家庭課
9	フォスタリング機能の整備	質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関を活用しながら、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、支援までを包括的に行うフォスタリング機能を整備します。	児童家庭課
10	ファミリーホームの設置促進	代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進します。	児童家庭課
11	施設の小規模化・地域分散化の推進	虐待を受けた子どもなど、手厚い養護が必要な子どもに対して、家庭的な環境のもとできめ細かなケアを行うことができるよう、地域小規模児童養護施設や小規模グループケア等の施設の小規模化・地域分散化を推進します。	児童家庭課
12	児童養護施設等への就職を希望する学生の受入の推進	児童養護施設への就職を希望する実習生に対して、丁寧な指導を行い、将来の人材確保につなげることができるよう、施設における指導職員の雇用経費を補助します。	児童家庭課
13	児童養護施設等への就職を希望する人材の確保	児童福祉事業に3年以上従事した者は、児童指導員となる資格を持つことができるため、児童指導員を目指す人材を児童養護施設等の補助職員として雇用し、一定期間の勤務経験を積ませることにより、将来の人材確保につなげることができる仕組みづくりを検討します。	児童家庭課
14	職員処遇の充実	研修の受講などを要件に給与等の改善加算が行われる処遇改善加算制度を活用し、職員の待遇改善を進めることにより、人材の定着を図ります。	児童家庭課
15	職員の専門性の向上	児童虐待を受けた子どもの保護及び自立のための支援が適切に行われるよう、児童福祉施設の職員及び関係機関職員(教職員、保育所の職員等)に対する研修の充実に努めます。	児童家庭課

16	専門職等の配置の推進	児童入所施設等措置費制度に基づく心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、小規模化・地域分散化施設への支援機能の強化を図ります。	児童家庭課
17	児童家庭支援センターによる地域養育支援	子どもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言、ショートステイ等の受入先との調整など、必要に応じて市町村へ専門的な支援を行う拠点として「児童家庭支援センター」の設置を検討します。	児童家庭課
18	乳幼児総合支援センターによる地域養育支援	児童相談所をはじめとする関係機関や地域家庭支援を含めた、地域の養育支援拠点として、「乳幼児総合支援センター」の設置を推進します。	児童家庭課

## 4 貧困の状況にある子どもへの支援

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の児童(小中学生)を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアが、町村の施設において、児童の学習及び生活習慣改善支援等を実施します。	保護・援護課
2	修学や学資の援助	・高等学校等就学支援金 ・高校生等奨学給付金	私学振興課 財務課
3	学習支援ボランティア人材バンク事業	県・市で実施する「子どもの学習支援事業」に登録する学習支援ボランティアを県が一括して募集・登録し、ボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体とのマッチングを行います。	保護・援護課
4	生活困窮世帯の子どもの進学支援事業	子ども本人の進学への意欲向上や保護者に対する進学に係る経済的不安の払拭を図り、大学進学に向けた後押しを行います。	保護・援護課
5	学習ボランティア派遣事業	福岡県立大学において、学生を筑豊地域の市町村等が行う補充学習に派遣し、小学生・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。	政策課
6	基本的な生活習慣習得の支援	小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得のための取組みを推進します。	子育て支援課
7	子ども支援オフィス事業	貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。	保護・援護課
8	一時的住居提供事業	住居を失った又は失うおそれのある生活に困窮する子育て世帯に対し、ホテル等による一時的な住居を提供します。	保護・援護課

9	ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭の親及び寡婦へ就業相談から技術習得のための就業支援講習会、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、公共職業安定所(ハローワーク)や福祉事務所との連携を図り、就業・自立に向けた取組を推進します。 児童扶養手当受給者を対象に、一人一人に合った自立支援計画書(自立支援プログラム)を策定し、就職まできめ細かな支援を行います。(柱2-2に掲載)	児童家庭課
10	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	求職者の円滑な就職を図るため、年代別・対象別の就職支援センターにおいて、個々の求職者の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を行います。 また、希望する方の正規雇用を促進していくために、正規雇用促進企業支援センターにおいて、企業に対して正規雇用への転換を促していきます。	労働政策課
11	子育て女性に対する就職相談・相談あっせん	県内4か所の労働者支援事務所内に設置した子育て女性就職支援センターにおいて、子育て女性に対し、就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。	新雇用開発課
12	児童扶養手当	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に支給します。	児童家庭課
13	母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の維持や子どもの修学等で経済的に困っている方が十分活用できるよう、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、制度についての周知を図るとともに、貸付相談に適切に応じるため、関係職員に対する研修の充実に努めます。(柱7-?、ひとり親支援に掲載)	児童家庭課
14	生活福祉資金の貸付	日常生活に困っている方への相談支援をはじめ、総合支援資金や教育支援資金などの各種資金の貸付けを行います。	保護・援護課

## 5 障がいのある子どもへの支援

### 【具体的な施策・事業】

#### (1) 障がいのある子どもの育成

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	発達障がい者支援センター	自閉症等の発達障がい者を有する障がい児(者)については、その特性を踏まえたきめ細かな対応が必要であるとともに、知的障がいを伴わない発達障がいに対しても対応を図る必要があることから、教育・労働・医療などの関係機関と密接な連携を図りながら、乳幼児から成人期までの一貫した支援を専門的に行う拠点として発達障がい者支援センターを運営します。	障がい福祉課
2	重度障がい者医療費支給制度	重度障がいのある人に係る医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、重度障がいのある人の健康保持及び福祉の増進を図ります。	障がい福祉課

3	障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児(者)施設等の有する療育支援機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、県全体の療育相談事業の充実を図ります。	障がい福祉課
4	障がい児保育事業	障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、家庭や関係機関と連携して適切な保育を図ります。また、小学校への就学にあたっては、保育所児童保育要録を作成し、保育所と小学校との連携を図ります。	子育て支援課
5	障がい児通所支援事業者の指定	日常生活における基本的な動作及び知識・技能の習得や生活能力向上のための訓練、集団生活に適應することができるための必要な支援を行う障がい児通所支援事業所(児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援)の充実を図ります。その中で、重症心身障がい児を支援する事業所の確保にも努めます。	障がい福祉課
6	障がい児相談支援事業者の質の向上	障がい児通所支援等(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)を利用する障がい児に対し、適切に障がい児支援計画を作成できるよう、相談支援専門員に対する研修を実施し、相談支援専門員の要請・確保及び質の向上を図ります。	障がい福祉課
7	福祉のまちづくり	「福岡県福祉のまちづくり条例」において、建物等について誰もが安全で快適に利用できるよう整備の基準を定め、施設のバリアフリー化を推進します。 福祉のまちづくりに関する普及・啓発に努め、県民の意識の向上を図ります。 「ふくおか・まごころ駐車場」制度により、妊産婦や障がいのある人、高齢者など、車の乗り降りや異動に配慮が必要な方が、公共施設や商業施設等の障がい者等用駐車場を安全・安心に利用できるよう支援します。	障がい福祉課
8	医療的ケア児の支援体制強化	医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図り、身近な地域で家族のレスパイトケアができるよう支援します。 医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材や医療的ケア児等コーディネーターを養成します。 また、医療的ケア児の保育所の受入れに係る市町村のモデル事業を支援し、その取組成果を市町村に提供します。	障がい福祉課 子育て支援課

## (2) 特別支援教育推進体制の整備

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	小・中・高等学校等での取組	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、支援体制の整備を図ります。 なお、対象となる全ての幼児児童生徒の個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、活用します。	特別支援教育課

2	特別支援学校での取組	<p>日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護職員の配置などを行い、安全に教育を受けられる環境を整備します。</p> <p>福岡県特別支援教育推進ネットワークを構築し、学校間の専門性を補完するとともに、小・中・高等学校等の教員への支援や情報提供を行い、地域におけるセンター的機能の一層の充実を図ります。</p>	特別支援教育課
---	------------	--	---------

## 6 外国人の子どもへの支援

### 【具体的な施策・事業】

No	施策・事業名	第2期プランの「施策・事業の概要」の文案	担当課
1	在留外国人の子どもの保育に関する対応	保育所等を利用する在留外国人家庭を支援するため、市町村が実施する取組を促進します。	子育て支援課
2	在留外国人の子どもの学校教育に関する対応	・日本語指導担当教員等指導力向上研修の実施	義務教育課